

幼保連携型認定こども園の 設置の認可に係る基準

平成30年2月9日

幼保連携型認定こども園

○ 学校教育・保育及び保護者に対する子育て支援を一体的に提供

ア 満3歳以上児の受入を義務付け^(※1)、標準的な教育時間の学校教育を提供

満3歳以上児のうち保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供

イ 保育を必要とする満3歳未満児には、保護者の就労時間等に応じて保育を提供

※1 満3歳未満児、保育を必要としない満3歳以上児の受入義務はなく、上記ア・イの範囲内で、設置者の判断により個々の幼保連携型認定こども園で受け入れる子どもの範囲を設定可

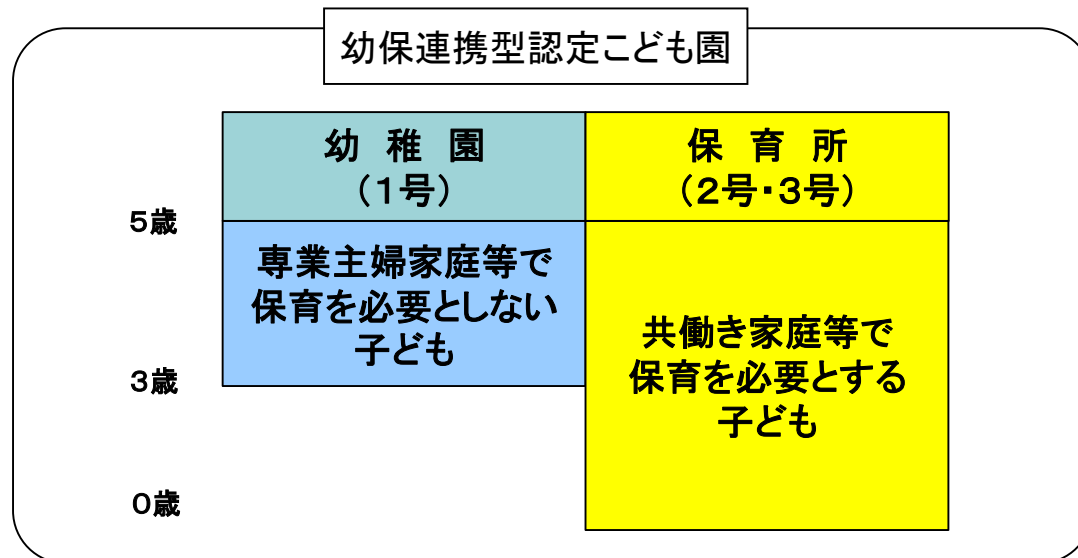
○ 設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人

○ 幼保連携型認定こども園の設置の認可に当たっては、

① 青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める要件に適合しているとき、

② 青森市子ども・子育て支援事業計画で定めた各区域において、認定区分ごとの利用定員が供給過剰でないとき等

は認可をするものとされている。



認可に係る需給調整の考え方

- 幼稚園や保育所が幼保連携型認定こども園へ移行する場合は、供給過剰であっても認可することとする。この際、利用定員が青森市子ども・子育て支援事業計画における「計画で定める数」の範囲内の申請であることが条件となる。

各区域の認定区分
(1号認定～3号認定)
ごとの利用定員が、
量の見込みより

少ない

認可

多い

- 1号認定：満3歳以上の保育を必要としない子ども
2号認定：満3歳以上の保育を必要とする子ども
3号認定：満3歳未満の保育を必要とする子ども

- ①保育所から移行する場合は、
1号認定の利用定員が、「計画で定める数」の
範囲内であれば、認可をする。
- ②幼稚園から移行する場合は、
2号・3号認定の利用定員が、「計画で定める
数」の範囲内であれば、認可をする。

審議施設一覧

区域	施設名	移行前 施設類型	利用定員				移行前の利用定員と の増減			
			1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
南部・ 中部	青森山田こども園	保育所	3	36	24	63	3	0	0	3
浪岡	しらゆり保育園	保育所	9	51	39	99	9	1	△1	9
浪岡	浪岡若葉こども園	保育所	6	30	20	56	6	0	0	6
西部・ 北部	幼保連携型認定こども園 源内幼稚園	幼稚園型 認定こども園	167	45	33	245	32	0	9	41

1号認定について

- 保育所から移行する施設の1号認定については、
- ・申請のあった区域で1号認定の利用定員が供給過剰でないか
 - ・供給過剰であっても、認可申請のあった利用定員数が、「計画で定める数」の範囲内であるか
- について、審議することとなる。

区域	平成30年度の 量の見込み	平成30年 2月1日の 利用定員 等	量の見込み との比較	計画で 定める数	保育所から移行する 幼保連携型認定こども園の 1号認定の利用定員			認可
					認可済	申請中	合計	
東部	(480) 622	861	(381) 239	136	28	0	28	-
南部・ 中部	(776) 955	1,038	(262) 83	256	50	3	53	○
西部・ 北部	(571) 578	666	(95) 88	224	53	32	85	○
浪岡	(15) 40	27	(12) △13	80	21	15	36	○

※認可済：平成29年4月1日までに認可をした幼保連携型認定こども園

※申請中：平成30年4月1日に認可を希望する施設

※()内の数値は、中間年の見直し後の計画における平成30年度の量の見込みと、これらと利用定員等との差

- 南部・中部及び西部・北部区域において、計画の見直し前後ともに、1号認定は供給過剰であるが、保育所から移行する(した)1号認定の利用定員の合計は「計画で定める数」の範囲内であることから、認可条件を満たしている。
- 浪岡区域においては、1号認定の利用定員が量の見込みよりも少ないため、認可条件を満たしている。
なお、見直し後の量の見込みと比較すると、供給過剰となるが、この場合も「計画で定める数」の範囲内であることから、認可条件を満たしている。

2号・3号認定について

- 今回の申請は、保育所又は幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園に移行する施設であることから、2号認定・3号認定については、当該区域で2号認定及び3号認定の利用定員が供給過剰でないかについて、審議することとなる。

区域	認定区分	平成30年度の量の見込み		平成30年2月1日の利用定員	認可申請による利用定員の増減	認可後の利用定員	量の見込みとの比較		認可
		①	②	③	④=②+③	⑤=④-①			
東部	2号	(712)	751	723	0	723	(11)	△28	—
	3号	(630)	659	587	0	587	(△43)	△72	
南部・中部	2号	(1,563)	1,547	1,582	0	1,582	(19)	35	○
	3号	(1,239)	1,583	1,247	0	1,247	(8)	△336	
西部・北部	2号	(1,258)	1,115	1,199	0	1,199	(△59)	84	○
	3号	(971)	858	940	9	949	(△22)	91	
浪岡	2号	(323)	327	320	1	321	(△2)	△6	○
	3号	(216)	287	284	△1	283	(67)	△4	

※()内の数値は、中間年の見直し後の計画における平成30年度の量の見込みと、これらと認可後の利用定員との差

- 南部・中部区域については、申請のあった施設において利用定員の増減はないため、認可条件を満たしている。
 ○ 西部・北部区域については、見直し後の量の見込みと比較すると、認可してもなお利用定員が不足するため、認可条件を満たしている。
 ○ 浪岡区域については、申請のあった施設において、利用定員の年齢間の調整をしたものであり、2号・3号の合計では利用定員の増減はないため、認可条件を満たしている。

幼保連携型認定こども園の主な認可基準について

1 学級編制(様式第2号)

- ① 満3歳以上の園児の教育時間は学級を編制し、専任の保育教諭等を1人以上配置
- ② 1学級の園児数は、35人以下。

2 職員配置(様式第2号)

園児の教育及び保育に直接従事する職員の数は、次の表の合計

園児の区分	員数
1 満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人
3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
4 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人

※園長が専任でない場合は、上記の表の合計に1人増加

3 欠格事由、人権への配慮等(様式第5号)

- ① 申請者及びその役員等が、欠格事由に該当しないこと。
- ② 園児の人権に配慮するとともに、人格を尊重し、運営を行うこと。
- ③ 職員等が暴力団員等でないこと。
- ④ 園児に対し、差別的な取扱いをしないこと。
- ⑤ 園児に対し、虐待等を行わないこと。
- ⑥ 園長は、懲戒に係る権限を濫用しないこと。
- ⑦ 園具及び教具を常に改善し、補充すること。
- ⑧ 履修困難な各教科について、その園児の状況に適合するよう課すこと。

4 園舎及び園庭(様式第6号)

園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設置

5 園舎の面積(様式第7号)

①から③までの合計

- ① 学級数に応じた面積(2学級320㎡、3学級以上は1学級につき100㎡増)
- ② 満2歳以上満3歳未満の園児数 × 1.98㎡
- ③ 満2歳未満の園児数 × 3.3㎡

6 保育室の面積等(様式第7号)

- ① 乳児室 満2歳未満でほふくしない園児数 × 3.3㎡
- ② ほふく室 満2歳未満でほふくする園児数 × 3.3㎡
- ③ 保育室又は遊戯室 満2歳以上の園児数 × 1.98㎡
- ④ 満3歳以上の園児の保育室の数は、学級数以上

7 園庭の面積(様式第7号)

①又は②のいずれか大きい方と、③の合計

- ① 学級数に応じた面積(2学級360㎡、3学級400㎡、4学級以上 1学級ごとに80㎡増)
- ② 満3歳以上の園児数 × 3.3㎡
- ③ 満2歳以上満3歳未満の園児数 × 3.3㎡

8 保育室等を2階に設置する場合の施設・設備(様式第8号)

- ① 園児の転落事故を防止するための柵等が設けられていること。
- ② 耐火建築物であること。
- ③ 常用の屋内階段又は屋外階段が設けられていること。
- ④ 避難用の設備が設けられていること。

9 教育及び保育を行う期間・時間(様式第10号)

- ① 教育週数:39週以上
※夏休み、冬休み、春休み等の長期休業日を除く。
- ② 標準的な教育時間:4時間
※申請のあった時間が4時間以上かどうかで判断
・教育時間に含むもの・・・給食の時間(青森県の考え方を踏襲)
・教育時間に含まないもの・・・昼寝の時間、前後の預かり保育の時間、登降園に要する時間
- ③ 教育及び保育の時間:原則8時間

10 食事の提供(様式第10号)

- ① 提供範囲は、2号・3号の保育認定を受けた園児(1号認定を受けた園児への提供は園の判断)
- ② 原則自園調理(満3歳以上は一定の要件を満たす場合、外部搬入可。)

11 秘密保持、苦情の対応、研修の実施(様式第10号、様式第11号)

- ① 職員は、知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
- ② 設置者は、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の措置を講じ、周知を図ること。
- ③ 設置者は、職員の資質の向上のため、研修の機会を確保すること。